加須市週休２日制モデル工事試行要領

（令和５年９月２９日市長決裁）

　（趣旨）

第１条　建設業界では、就業者の高齢化や若年層の早期離職など、将来の担い手確保・育成が大きな課題となっており、就業者の処遇改善や休日の確保等、働き方改革を進めることが求められている。

　　特に週休２日の実現は、建設業界が魅力的な職場となり、若年層をはじめとする担い手の確保につなげるためにも必要不可欠であり、将来にわたる週休２日の定着に向けて、週休２日制モデル工事（以下、「モデル工事」という。）を試行するものである。

　　本要領は、加須市が発注する営繕工事を除く建設工事において、モデル工事を試行するために必要となる事項を定めるものとする。

（週休２日の定義）

第２条　モデル工事における週休２日とは、契約工期のうち、対象期間における４週８休以上の現場閉所率（現場閉所日の日数を対象期間の日数で除することにより算定したもの）を達成することをいう。

２　現場閉所率の算定に係る用語の定義は、次の各号のとおりとする。

（１）　対象期間　契約工期のうち、現場施工着手日から現場施工完了日までの期間とする。

（２）　現場施工着手日　現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等実際に現場作業に着手する日とする。

（３）　現場閉所日　対象期間中に現場閉所を行う日のうち、週休日で原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや祝日を充てることもできる。

　　　なお、現場閉所日は、現場代理人、監理技術者等の休日と連動するもの

とする。

（４）　現場閉所　対象期間中に現場事務所での事務作業を含め、１日を通じて現場が閉所された状態（巡回パトロールや保守点検等、現場管理上、必要となる作業のみを行う場合も含む。）をいう。

３　年末年始、夏季休暇、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間は、対象期間に含み、そのうち週休日（原則として土曜日及び日曜日）のみを現場閉所日として計上することとする。

４　降雨、降雪等の天候の影響による予定外の現場閉所は、現場閉所日に含むことができるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに振替作業日の予定を含め、監督員に報告するものとする。

５　地元対応等によりやむを得ず予定していた現場閉所日に作業が生じる場合には、原則として作業日の前後７日以内に振替の現場閉所日を設定するものとする。

　（対象工事）

第３条　モデル工事は、原則全ての工事を対象とする、ただし、次の各号はモデル工事としないことも可能とする。

（１）　竣工時期や現場条件（出水期、交通規制等）に制約が大きい工事

（２）　緊急を要する工事【災害復旧工事（緊急を要する随意契約を行う工事）、応急工事等】

（３）　単価契約方式による工事

（４）　対象期間が１週間未満の工事

（５）　前４号以外の理由により週休２日の取得が困難な工事

　（発注方式）

第４条　モデル工事の発注は、次の各号のいずれかの方式によるものとし、工事の種別、規模等を勘案し、発注者が選定する。

（１）　発注者指定型

（２）　受注者希望型

２　発注者は、モデル工事の発注にあたっては、入札公告及び特記仕様書に発注方式を明示するものとする。

　（工期の設定）

第５条　発注者は、工期の設定について、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休２日の実施に係る受発注者の事務処理期間として、１４日を上乗せするものとする。

２　工期の変更理由が次の各号に示す受注者の責によらない場合は、発注者と受注者が協議のうえ、適切に工期の変更を行うものとする。

　（１）　受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じたとき。

　（２）　著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生したとき。

　（３）　工事中止や工事一部中止により、全体の工事工程に影響が生じたとき。

　（４）　資機材や労働需要の逼迫により、全体の工事工程に影響が生じたと

き。

　（５）　その他特別な事情により、全体の工事工程に影響が生じたとき。

　（経費の補正）

第６条　発注者指定型においては、当初の予定価格について次号に掲げる経費にそれぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、４週８休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

　（１）　４週８休以上（現場閉所率２８．５％以上）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経　　費 | 補正係数 | 経　　費 | 補正係数 |
| 労務費 | １．０５ | 機械経費（賃料） | １．０４ |
| 共通仮設費 | １．０４ | 現場管理費 | １．０６ |

２　受注者希望型においては、当初の予定価格において１号に掲げる経費にそれぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、４週８休に満たない場合は、閉所状況に応じ、請負代金額のうち補正の差分を減額した変更契約を行うものとする。

　（１）　４週８休以上（現場閉所率２８．５％以上）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経　　費 | 補正係数 | 経　　費 | 補正係数 |
| 労務費 | １．０５ | 機械経費（賃料） | １．０４ |
| 共通仮設費 | １．０４ | 現場管理費 | １．０６ |

　（２）　４週７休以上４週８休未満（現場閉所率２５．０％以上２８．５％未満）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経　　費 | 補正係数 | 経　　費 | 補正係数 |
| 労務費 | １．０３ | 機械経費（賃料） | １．０３ |
| 共通仮設費 | １．０３ | 現場管理費 | １．０４ |

　（３）　４週６休以上４週７休未満（現場閉所率２１．４％以上２５．０％未満）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経　　費 | 補正係数 | 経　　費 | 補正係数 |
| 労務費 | １．０１ | 機械経費（賃料） | １．０１ |
| 共通仮設費 | １．０２ | 現場管理費 | １．０３ |

　（実施方法）

第７条　発注者は、入札公告にモデル工事である旨を明示するとともに、特記

仕様書を添付するものとする。

２　受注者希望型の場合、受注者は契約後速やかにモデル工事実施の意向について、工事記録により監督員と協議を行い、実施の有無を決定する。

３　現場施工着手前に受注者は、次の各号のとおり対応するものとする。

　（１）　週休２日を前提とする施工計画書及び工程表を提出すること。

　（２）　現場施工着手日から２８日分の「休日取得計画書（様式１）」を提

出し、休日の取得計画について発注者の確認を受けること。

（３）　対象期間中、モデル工事である旨を工事現場の見やすい場所に明示

する。記載内容は次の記載例を基本とし、大きさはＡ３サイズ以上とする。

週休２日制モデル工事

　この工事は、建設産業の就労環境の改善に取り組むため、

週休２日に取り組むモデル工事です。

　皆様のご理解とご協力をお願いします。

工事名　　○○工事

　　　　　　　　　　　　発注者　　加須市

　　　　　　　　　　　　受注者　　○○建設株式会社

４　対象期間中に受注者は、次の各号のとおり対応するものとする。

　（１）　受注者は、翌２８日分の「休日取得計画書（様式１）」を７日前までに提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受けることとし、２８日に満たない最終期間は７日ごとに確認を受け、７日に満たない最終週は対象期間から除く。

　（２）　受注者は、２８日間終了後、「休日取得実績書（様式２）」を７日間の内に提出し、休日の取得実績について発注者の確認を受けることとし、２８日に満たない最終期間は７日ごとに確認を受けるものとする。

　（３）　受注者は、天候の影響や地元対応等により、現場閉所日の振替を行う場合は、原則として事前に工事記録を提出し、発注者の承認を受けることとする。

　　　ただし、天候の急変や緊急工事など急を要する場合については、事後報告とすることができる。

　（４）　発注者は、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には即時対応に努めることとする。

　（５）　受注者は、週休２日の確保について、下請負人を指導することとする。

５　施工完了時の対応は、次の各号のとおりとする。

　（１）　受注者は、現場施工完了日から３日以内に対象期間全ての休日取得実績書（様式２）及び休日取得実績書集計表（様式２－２）を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日の取得実績について、発注者の確認を受けることとする。

　（２）　発注者は、現場閉所の達成状況に応じ、週休２日に係る経費について、必要となる変更契約を行うこととする。

　（アンケート調査）

第８条　受注者は、現場施工完了日後、工事完成の翌日から１４日以内に別に定めるアンケート調査に回答するものとする。

　（工事成績評定における評価）

第９条　発注者は、現場閉所の達成状況に応じ、工事成績評定において下表のとおり加点するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 現場閉所の達成状況 | 発注者指定型 | 受注者希望型 |
| ４週８休以上（現場閉所率２８．５％以上） | ２点 | ２点 |
| ４週７休以上４週８休未満（現場閉所率２５．０％以上２８．５％未満） | ― | １点 |
| ４週６休以上４週７休未満（現場閉所率２１．４％以上２５．０％未満） | ― | ０．５点 |

　（注１）　加点は評価項目「創意工夫」で行うため、工事成績評定の加点は

　　　　　得点割合０．４を乗じた点数とする。

　（注２）　令和５年１０月１日以降に契約する案件を対象とする。

　（その他）

第１０条　その他必要な事項は、別に定める。

　　　附　則

　この要領は、令和５年１０月１日から施行する。